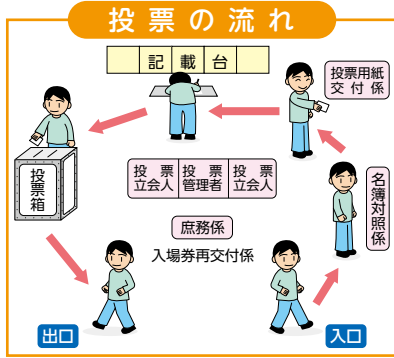


栃木県議会議員選挙

投票日

4月12日(日)

投票時間
午前7時～
午後8時



投票の方法
投票用紙に、候補者の氏名を1人だけはっきりと書いてください。
投票の流れは、左の図をご覧ください。

選挙区と定数

栃木県議会議員選挙の宇都宮市の選挙区は、「宇都宮市・上三川町選挙区」で、定数は13人です。

投票の流れ

栃木県議会議員選挙は、有権者の皆さんが、直接県政に参加する大切な機会です。候補者の政策や人物をよく見、よく聞き、よく考えて投票しましょう。
投票日に、投票ができない見込みの人は、期日前投票ができます。期間・場所などは「期日前投票」欄をご覧ください。

期日前投票
投票日に、仕事や用事などで、投票ができない見込みの人は、期日前投票ができます。ただし、投票日当日に投票所へ行けない旨の「宣誓書」の提出が必要です。宣誓書は各期日前投票所に置いてある他、市HPからも取り出せます。
なお、投票所入場券が届

期日前投票

ご覧ください。

宇都宮市で投票できる人は、本市の選挙人名簿に登録されている人です

住所を変えていない人	平成7年4月13日までに生まれた人	投票できます
	平成7年4月14日以降に生まれた人	投票できません
市外から転入した人	平成27年1月2日までに転入の届け出をし、引き続き市内に住んでいる人	投票できます
	平成27年1月3日以降に転入の届け出をした人	投票できません
市内で転居した人	平成27年3月20日までに転居の届け出をした人	投票できます。投票日当日の投票所は、転居後の住所地の投票所となります
	平成27年3月21日以降に転居の届け出をした人	投票できます。投票日当日の投票所は、転居前の住所地の投票所となります
※県内に転出した人	平成26年12月3日までに転出した人	投票できません。(転出先の市町の選挙人名簿に登録された人はその市町で投票できます)
	平成26年12月4日から平成26年12月11日までに転出した人	不在者投票および当日投票はできません。期日前投票につきましては、市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください
	平成26年12月12日以降に転出した人	本市の選挙人名簿に登録されている人は、本市で投票できます。(ただし、転出先の市町の選挙人名簿に登録された人はその市町での投票となります)
県外へ転出した人		投票できません

※県内に転出した人で、宇都宮市で投票をされる場合には、市・町長などが発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要となりますので、最寄りの市・町などの窓口で交付を受けてください。
※なお、宇都宮市から県内に転出した後、再び他の市町村へ転出された場合や、転出先の市・町の選挙人名簿に登録された場合は、宇都宮市では投票できませんのでご注意ください。

最近住所を変えた人(平成7年4月13日までに生まれた人)
いる場合は、投票所入場券をお持ちください。
▽期間 4月4、11日、午前8時30分～午後8時。
▽場所 市役所1階市民ホール、各区・区・田(パンパ)は除く。土・日曜日に投票ができる場所は、市役所1階市民ホールのみとなりますので、ご注意ください。
投票日が間近になりますと、期日前投票所と駐車場が大変混雑しますので

代理投票・点字投票

で、お早めに投票をお願いします。

身体が不自由で字が書けない人などは、代理投票ができます。
代理投票とは、投票所で投票する際、係員が本人に代わって、本人の指示通りに投票用紙に記入し、投票するものです。内容が他に漏れることは絶対にありません。

◎投・開票状況をインターネットでご覧ください 中間推計投票率(午前10時ごろから)や開票状況(午後10時ごろから)を、市HPに掲載します。また、携帯サイトHP <http://utsunomiya.mwjp.jp/mobile/>でもご覧いただけます。

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。
HP: ホームページ、E: メールアドレス、M: 地域自治センター、A: 地域コミュニケーションセンター、S: 市民活動センター、C: 地域コミュニケーションセンター、D: 市民活動センター

投票所の変更などがあります

■施設の工事により、投票所が変更となります

▽第3投票所（陽西中学校） 北校舎おおぞら1教室から南校舎図書室へ。

▽第19投票所（宇都宮女子高等学校） 食堂から南校舎101教室へ。

■体育館の工事により、投票所が引き続き体育館から校舎内の教室などに変更となっています

▽第18投票所（西小学校） 地域開放室へ。

▽第29投票所（緑が丘小学校） みどり1組教室へ。

▽姿川第1投票所（姿川第一小学校） 生活科室へ。

■その他

▽第9投票所（東小学校）は、敷地内で大規模な工事が行われていますが、投票所の変更はありません。

▽清原第5投票所（清原東小学校）は、体育館の工事完了により、従来通り体育館が投票所です。

▽姿川第6投票所（まこと幼稚園）は、園舎の工事により、引き続き仮設園舎が投票所です。

※学校施設内は全面禁煙です。

身体が不自由な人を介添えします

投票の際、介添えが必要な人は、投票所で係員にお申し出ください。

選挙公報をご覧ください

栃木県議会議員選挙では、候補者の政策や経歴などが掲載された選挙公報が発行されます。4月8日(水)に下記の新聞に折り込んで皆さんの自宅にお配りする他、「広報うつのみや」が送付されている世帯には送付します。また、市役所、各(区)・(区)・(田)・(圃)にも置いています。▽折り込み新聞 朝日・産経・下野・東京・日本経済・毎日・読売。

投票所入場券は4名連記式です

投票所入場券は、各世帯宛てに郵送します。4名連記式になっていますので、投票所へは自分の名前が書かれた投票所入場券を切り取り、各自お持ちください。投票所入場券は、選挙が行われることをお知らせするため、また、投票所で選挙人名簿の本人確認をスムーズに行うために送付するものです。郵送などの事情により、届いてない場合や紛失した場合でも投票ができますので、投票所で係員にお申し出ください。

1 身体障がい者手帳の場合

障がいの区分	障がいの程度
両下肢	1級・2級
移動機能	
心臓	1級・3級
じん臓	
呼吸器	
ぼうこうまたは直腸	1級・2級・3級
小腸	
免疫または肝臓	

介護保険の被保険者証の場合

要介護状態区分	要介護5

2 身体障がい者手帳

障がいの区分	障がいの程度
上肢	1級
視覚	

※身体障がい者手帳の「障がい名」欄で該当の有無を判断します。

※表1・2以外に、戦傷病者手帳の受給者も該当となる場合があります。

り、次の①②に該当する人は、自宅で不在者投票ができます。①郵便等による不在者投票ができる人（自書ができる人）は、身体障がい者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちで、上の表1のいずれかに該当する人が対象です。②代理記載による郵便等投票ができる人は、①の要件に該当し、かつ上の表2のいずれかに該当する人が対象です。郵便等による不在者投票をする場合は、市選挙管理委員会が発行した郵便等投票証明書を添えて、4月8

日（投票日の4日前）までに、投票用紙を請求してください。該当の有無や郵便等投票証明書の交付手続きなど、詳しくは、市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

管理委員会が指定した施設に限られます。詳しくは、各施設または市選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

開票

開票は、市体育館（元今泉5丁目）で、4月12日（日）午後9時20分から行います。宇都宮市の選挙人名簿に登録されている人であれば参観できます。参観を希望する人は、正面玄関東側の外階段を上がり、2階の受け付けで住所・氏名を書いて参観してください。

せん。

また、目の不自由な人は、点字で投票ができます。

代理投票・点字投票とも、投票所で係員にお申し出

ださい。

不在者投票

郵便等による不在者投票 身体に重度の障がいがあ